

令和2年4月15日

北海道出身の学生 各位

学生課 学生係

令和2年度工藤育英会奨学生の募集について

標記の件について、工藤育英会から別紙のとおり奨学生を募集する旨の案内がありました。

つきましては、奨学金の受給を希望する場合は、応募に必要な書類を送付しますので速やかに学生課学生係（0138-59-6434）へ連絡してください。

なお、書類が届きましたら、4月24日（金）までに下記書類一式を学生課学生係に提出（郵送または持参）してください。

記

【4月24日（金）までに提出する書類】

- (1) 工藤育英会奨学生採用願書
- (2) 学業成績証明書
※本科1年生は中学校の成績証明書を取り寄せてください。
- (3) 家庭状況書
- (4) 健康診断証明書
- (5) 家計支持者（父母どちらとも。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人）の令和元年度所得証明書〔市区町村発行〕
- (6) 返信用封筒（選考結果通知用。定形〔長3〕封筒に住所・氏名を記入し、84切手を貼付）

以上

【お問い合わせ先】

〒042-8501 函館市戸倉町14-1
函館工業高等専門学校
学生課学生係（担当：藤田）
TEL：0138-59-6434
FAX：0138-59-6330

一般財団法人 工藤育英会

令和2年度 奨学生募集要項

一般財団法人工藤育英会では、北海道出身にして、向学心に富み、かつ、学術優秀であるにもかかわらず、経済的に恵まれないため勉学に支障のある学徒に対し奨学金の給与事業を行っています。

1. 応募資格

- ・渡島及び檜山の各振興局管内に所在する高等学校の生徒で、かつ、北海道出身の子女又は理事会においてこれらに準ずる者と認められた者であること。
- ・石狩、渡島、檜山、後志、胆振及び日高の各振興局管内に所在する大学（短期大学及び大学院を除く）又は高等専門学校の学生で、かつ、北海道出身の子女又は理事会においてこれらに準ずる者と認められた者であること。

2. 採用人数

高校生又は高等専門学校生 1～3 年次	定員	20名	(令和2年度採用人数 10名)
高等専門学校生 4～5 年次又は大学生	定員	10名	(" 4名)

3. 給与する額

高校生及び高等専門学校生 1～3 年次	月額	15,000円	(返還義務なし)
高等専門学校生 4～5 年次及び大学生	月額	20,000円	(")

4. 給与する期間

現在在籍している学校での令和2年4月から卒業までの最短修学期間（ただし、奨学生資格にはずれる場合は、給与を停止又は、打ち切ることがあります。）

5. 提出書類

- ① 当育英会奨学生採用願書（3ヶ月以内撮影の上半身写真貼付、4cm×3cm）
- ② 在学学校長又は学部長の推薦書（様式自由、健康診断書の結果を併記してもよい。）
- ③ 学業成績証明書（現在大学1年次に在籍している場合は高校3年次の成績がわかるもの）
- ④ 家庭状況書
- ⑤ 申込者と同一生計の家計支持者（父母どちらとも。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人。）の収入証明書類。原則として、令和元年度（平成30年分）所得証明書〔市町村発行〕（『所得の内訳』の記載のあるもの）（コピー可）を提出して下さい。
- ⑥ 健康診断書（推薦書に健康診断の結果を併記した場合は省略できます。）
- ⑦ 返信用封筒（選考結果通知用です。定形〔長3〕封筒に住所・氏名を記入、84円切手を貼付してください。）

※ 提出書類に不備がある場合は、当初の選考から除外することがありますので、ご留意のうえ、ご記入下さい。

6. 書類提出先

在學校を通じて、下記まで提出して下さい。

〒041-0802 函館市石川町 169 番地 7 (株)工藤組内
一般財団法人 工藤育英会 (Tel 0138 - 46 - 1111)

7. 選考及び通知

当育英会の選考委員会にて選考し採用し、学校及び本人に通知します。選考結果に関して電話での問合せには応じません。

8. 支給方法

採用決定者には、令和2年度4月分から支給します。6月末頃に4～6月分を支給し、以降3か月毎に3か月分ずつ支給します。

9. 応募〆切

令和2年5月11日(月) 消印有効

10. 個人情報の取扱い

奨学金出願に関する提出書類や記入情報は、奨学金の給与業務の為に利用し、その他の目的には利用致しません。また、提出書類は一定期間保管した後、廃棄処分します。

☆ 留意事項 ☆

1. 奨学生の義務

- (1) 誓約書の提出(採用決定時)
- (2) 成績証明書の提出(毎年4月末までに)

2. 奨学金の給与の停止

次のいずれかに該当するときは、奨学金の給与を停止する。

- (1) 「奨学生の義務」を怠ったとき
- (2) 休学したとき(留学等により卒業予定年月が延期された場合を含む)
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良となったとき
- (4) 生徒又は学生としてふさわしくない行為があったとき
- (5) 本会の名誉を傷つける行為があったとき

3. 奨学金の給与の打切り

次のいずれかに該当するときは、奨学金の給与を打ち切る。

- (1) 学籍を失ったとき
- (2) 奨学金の給与を辞退したとき